

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年7月11日
【発行者名】	東京インフラ・エネルギー投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 永森 利彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町二丁目3番地 麹町プレイス8階
【事務連絡者氏名】	東京インフラアセットマネジメント株式会社 執行役員管理本部長兼財務経理IR部長 真栄田 義人
【電話番号】	03-6551-2833
【届出の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】	東京インフラ・エネルギー投資法人
【届出の対象とした募集内国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 289,126,255円
安定操作に関する事項	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年6月30日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、2022年7月11日開催の本投資法人役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)

(3) 発行数

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(15) 手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

(3)【発行数】

<訂正前>

3,245口

(注1) 上記発行数は、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のオーバーアロットメントによる売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）に関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当による新投資口発行（以下「本第三者割当」といいます。）の発行数です。みずほ証券株式会社は、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の口数について申込みを行い、申込みの行われなかった口数については失権します。

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称	みずほ証券株式会社
割当口数	3,245口
払込金額	309,000,000円(注)
(省略)	

(注) 払込金額は、2022年6月10日（金）現在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

3,245口

(注1) 上記発行数は、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のオーバーアロットメントによる売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）に関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当による新投資口発行（以下「本第三者割当」といいます。）の発行数です。みずほ証券株式会社は、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の口数について申込みを行い、申込みの行われなかった口数については失権します。

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称	みずほ証券株式会社
割当口数	3,245口
払込金額	289,126,255円
(省略)	

(注)の全文削除

(4) 【発行価額の総額】

<訂正前>

309,000,000円

(注)発行価額の総額は、2022年6月10日(金)現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

289,126,255円

(注)の全文削除

(5) 【発行価格】

<訂正前>

未定

(注)発行価格は、2022年7月11日(月)から2022年7月13日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に一般募集において決定される発行価額(本投資法人が引受人より受け取る投資口1口当たりの払込金額)と同一の価格とします。

<訂正後>

89,099円

(注)の全文削除

(15) 【手取金の使途】

<訂正前>

本第三者割当による新投資口発行の手取金上限309,000,000円については、手元資金とし、将来の本グリーンファイナンス・フレームワーク(後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 グリーン投資口(グリーンエクイティ)」に定義します。以下同じです。)に定める適格基準(注2)を満たす新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金の一部又は本グリーンファイナンス・フレームワークに定める適格基準を満たす特定資産の取得資金に充当した有利子負債の返済資金の一部に充当する予定です。

なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金6,187,000,000円については、本グリーンファイナンス・フレームワークに定める適格基準を満たす、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 1 投資方針 (2) 投資対象 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が新たに取得を予定している特定資産(以下、当該特定資産を本書において「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当する予定です。

(中略)

(注3)上記の手取金は、2022年6月10日(金)現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

本第三者割当による新投資口発行の手取金上限289,126,255円については、手元資金とし、将来の本グリーンファイナンス・フレームワーク(後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 グリーン投資口(グリーンエクイティ)」に定義します。以下同じです。)に定める適格基準(注2)を満たす新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金の一部又は本グリーンファイナンス・フレームワークに定める適格基準を満たす特定資産の取得資金に充当した有利子負債の返済資金の一部に充当する予定です。

なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金5,782,525,100円については、本グリーンファイナンス・フレームワークに定める適格基準を満たす、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 1 投資方針 (2) 投資対象 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が新たに取得を予定している特定資産(以下、当該特定資産を本書において「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当する予定です。

(中略)

(注3)の全文削除

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

本投資法人は、2022年6月30日（木）開催の本投資法人役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口64,900口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を行うことを決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が、本投資法人が指定する販売先である株式会社クールトラスト（以下「指定先」又は「クールトラスト」といいます。）から3,245口を上限として借り入れる本投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が指定先から借り入れた本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返還に必要な本投資口をみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から2022年8月4日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。

（後略）

<訂正後>

本投資法人は、2022年6月30日（木）開催の本投資法人役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口64,900口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を行うことを決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が、本投資法人が指定する販売先である株式会社クールトラスト（以下「指定先」又は「クールトラスト」といいます。）から借り入れる本投資口3,245口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が指定先から借り入れた本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返還に必要な本投資口をみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から2022年8月4日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。

（後略）